

環状7号線の沿道にお住まいの皆様へ

# 防音工事助成 をご存知ですか？

～防音工事助成制度（東京都 沿道整備事業）のご案内～

**沿道概ね20mの区域内で、  
昭和60年以前竣工の住宅を対象に、  
防音工事費用の一部を  
助成しております。**

工事を始める前に、所定の手続き（裏面参照）が必要となります。

この制度は、特別区で定めた区域内に建っている住宅を、道路の騒音が入りにくい構造に改良するとき又は建て替えるときに、その工事費用の一部を東京都が助成するものです。（※過去に助成を受けたことのある住宅は対象外です。）

## 【助成金額】

東京都が審査した工事費用の **4分の3** の金額 <4分の1は自己負担です>

〔※工事内容の例：既存サッシの防音サッシへの改修、エアコンの設置（交換）など〕

- 助成要件等につきましては、裏面をご覧ください。
- 窓口の他、インターネット等でもご案内しています。
- ご不明点がありましたら、下記へお問い合わせ下さい。

## 【問い合わせ先】

- ・中野区 環境部 生活環境分野（環境公害担当） TEL：03-3382-3135
- ・東京都 建設局 道路管理部 管理課（沿道整備担当） TEL：03-5320-5279



**東京都 防音工事助成**

<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/>

# ■防音工事助成の要件、工事内容等

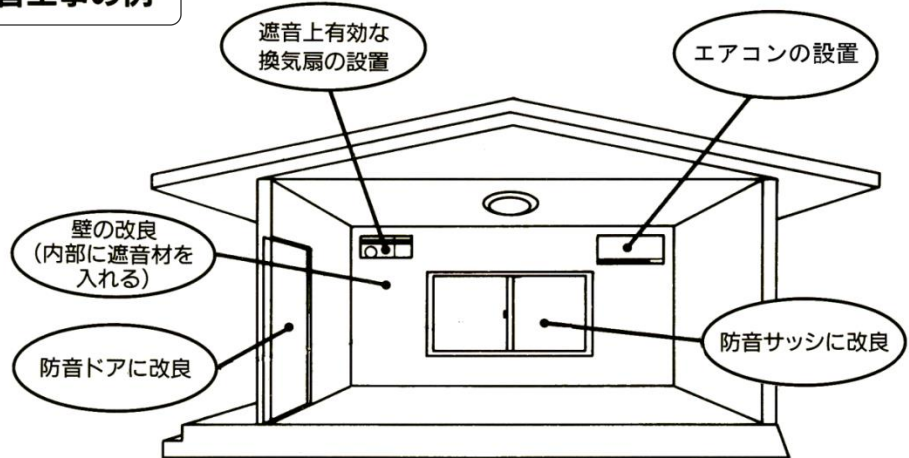
## 【助成条件】

- ① 区が定める「防音構造に関する条例」の適用区域内に建つ住宅で、この条例の施行日（S60年6月10日）以前から存在するもの
- ② 道路交通騒音の大きさが夜間65デシベル以上 又は 昼間70デシベル以上ある居室を有するもの（騒音値は都が調査します）
- ③ 次のa～cに該当しないもの
  - a：新築する建物（建替え工事を除く）
  - b：既に防音工事助成を受けた建物
  - c：既に防音構造化されている建物

## 【助成を受けられる工事】

特別区が定めた「防音構造に関する条例」に適合していない住宅を、その内容に合うように改良する工事が対象です。

### 防音工事の例



※エアコン及び換気扇のみの工事は、助成対象となりません。

## 【助成金額等】

東京都が審査した工事費用の **4分の3** の金額 <4分の1は自己負担です>  
 ※助成を受けられる対象室数及び助成費用の限度等は、下表のとおりです。

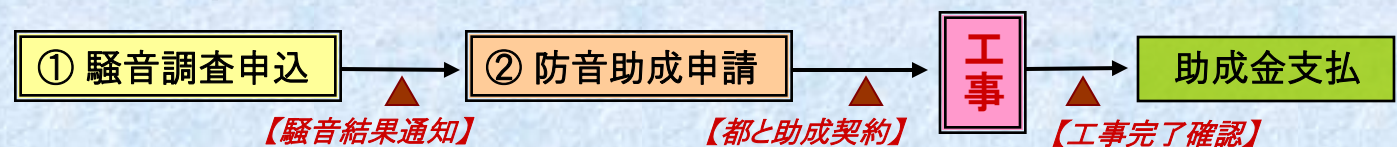
### <対象室数の限度>

居住人数	対象室数（限度）
1 人	1 室
2 人	2 室
3 人	3 室
4人以上	4 室

### <費用等の限度>

部屋数(室)	1	2	3	4	
設置数(限度)	エアコン(基)	1	1	2	2
	換気扇(基)	1	2	3	4
助成対象工事費限度額	木造(万円)	183	265	378	449
	[助成限度額]	[137.25]	[198.75]	[283.50]	[336.75]
RC造(非木造)万円	102	152	214	255	
	[助成限度額]	[76.50]	[114.00]	[160.50]	[191.25]

# ■助成手続きの流れ



※受付の窓口は、①・②共に中野区(環境部生活環境分野環境公害担当)になります。

(本制度に関する不明点や詳細等につきましては、表面記載の問い合わせ先へおたずねください)